

第7回熊本市政治倫理審査会 議事要旨

(令和7年第1号調査請求事件)

開催日 : 令和8年(2026年)1月27日(火)

開催時間 : 午前10時 ~ 午後0時20分

開催場所 : 熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室

出席者 : [委員] 鈴木 桂樹 会長 藤本 雅士 委員
岩下 芳乃 委員 宮園 由紀代 委員
川内 恵里 委員 吉見 仁宏 委員
西村 まりこ 委員 向井 洋子 委員
野田 幸孝 委員

[事務局] 総務局行政管理部長 黒部 宝生
総務局行政管理部総務課長 那須 光也
総務局行政管理部総務課副課長 上田 弘幸

欠席者 : 森 徳和 副会長
関 智弘 委員

議事要旨

<p>会長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから熊本市政治倫理審査会を開会いたします。</p> <p>お一人の委員がまだお見えになっていませんが、開催定数である委員の3分の2以上の8名の出席が確認できましたので、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の審査会を非公開で開催することについては、前回の審査会におきまして、3分の2以上の委員から同意をいただいております。つきましては、熊本市政治倫理条例第4条第5項に基づき、本日の審査会は非公開にて開催いたします。報道の方はご退室をお願いいたします。</p>
	<p>報道 退室</p>
	<p>委員1名 入室（出席委員9名となる）</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、はじめに第6回審査会の会議録の確認を行います。会議録については、事務局から事前に確認依頼があったかと思いますが、内容の誤り等はないでしょうか。</p> <p>特にご意見がなければ、事務局配付のとおりということにさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>委員了承</p>
<p>会長</p>	<p>本日は、前回審議した調査請求書の「違反の内容」についての審議の続きを行いたいと思います。</p> <p>資料1をご覧ください。前回審査会で用いた「違反の内容」に関する資料について、前回の協議で出た意見あるいは各段落の結論欄などを追加し、事務局でまとめていただいています。</p> <p>今回の請求書は、4つの段落から構成されていました。そのうち、第1段落と第3段落については、前回の審査会で「明確な条例違反は認められなかった」という結論であったかと思えます。</p> <p>そのうち、第1段落については、「契約制度」、また、「疑われてもおかしくない事例3例」を検証し、契約の過程で市長の恣意が介入する余地はなかったという結論であったかと思えます。</p> <p>第3段落については、資金管理団体からの回答を確認し、その地位を利用した金品の授受は認められなかったところです。</p>

	<p>なお、この第1段落と第3段落のそれぞれの政治倫理基準となる条項に「おそれ」は入っていません。そのため、事実確認がそのまま判断になると思います。</p> <p>第2段落及び第4段落については、結論がまだまとまっておりませんでしたので、本日は、そこから検討を始めていきたいと思います。</p> <p>前回は、第4段落のところで、時間的に結論まで至らずに終了したかと思しますので、第4段落からはじめて、その後、ペンディングにしておりました第2段落の議論及び確認をしていきたいと思いますが、前回までの協議内容を簡単に事務局からまとめてご説明をいただき、議論に入っていきたいと思います。では、事務局お願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>資料1を説明</p>
<p>会長</p>	<p>今の整理を受けて、本日は、第4段落から議論を始めたいと思います。第4段落は今ご紹介していただきました3つの指摘がありました。まず、資料の7ページの「公共事業の発注権限を持つ市長が受注業者から寄附を受ければ、事業者への有利な取り計らいが類推され、公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さに疑いがもたれる。」については、前回の議論で、会議録の30ページにありますが、事実の問題にしても、疑問の問題としても第5号には抵触することはないのではないかというまとめがされておりますけれども、この第4段落の第2文の内容について、何かご意見がありますでしょうか。</p> <p>第1段落において、契約プロセスと疑われてもおかしくない3事例を素材として位置付け検証した結果、有利な取り計らいの存在は認められなかったという結論でしたので、事実認定としては、職務に関する不正は認められなかったと言えると思います。それから、このような疑いを持たれるおそれについて、我々としては、疑われてもおかしくない事例として追加の資料をいただき、数少ない具体的な事例として検討してきたわけですが、あの事例を疑われても仕方がない事例として評価するかどうかについてはどうでしょうか。おそらく、前回の審査会での認識というのは、一般の理解として疑われても仕方がないという認識は出来ないのではないかという結論だったと思います。</p>

	<p>おそれについては、「不正の疑惑を持たれる行為」とは、「Aという行為があった場合、Bという不正があることが疑われてもやむをえない」と一般的にいえる行為を指します。不正の疑惑が「抽象的なおそれ」とどまる場合は、それに当たらない」という立川市の事例をご紹介していただいたと思います。私たちが、おそれや疑いを判断するとき、運用や手続きを含む法制度に対する誤解や思い込み、あるいは、情報が不足しているというような背景があり疑っている場合には、条例上のおそれや疑いには当てはまらないのではないかと思います。それと、制度運用上の解釈の幅があり疑われた場合には、その疑われた責任がどこにあるかということについても配慮しながら考えていかないといけないと思います。いずれにしても、ここで総合的に判断をしていかないといけないと思います。</p> <p>調査請求者から提出された「疑われてもおかしくない事例」をそのような視点でチェックしてみると、例えば、3つ目の補助金関係の事例は、現市長が就任していないにも関わらず、その決裁の責任を疑うことはおそれには当てはまらないと思いますし、また、2つ目の随意契約関係の事例は、他に事業者がおらず、仮にそれが分からなかったとしても、一部では昭和 61 年から業者が変わっていないなど、これは調べればわかることでもあろうかと思います。これらのことから、疑われてもおかしくない事例というような認識は出来ないのではないかと思います。そのため、前回の審議において、疑いのレベルでも、第5号に抵触するということが言えないという議論になったと思いますが、そのような結論でよろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>次に、資料1の8ページになります「しかも、個人献金に「企業所在地」を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。」という点です。</p> <p>事実の問題として、前回の会議録の32ページに記載されておりますが、熊本県の選挙管理委員会や総務省の「住所の定義はない」という見解を踏まえると、住所欄への企業所在地の記載をもって直ちに、政治資金規正法上の虚偽記載にあたるという即断はできないとはいえると思いますが、この点</p>

	はよろしいでしょうか。
	委員了承
会長	<p>それと、前回の議論においてそこまで深く踏み込めなかった、疑いを持たれる蓋然性や妥当性については、いかがでしょうか。これは、中々難しいですよ。感想を言いますから、気軽に意見を出していただければと思います。</p> <p>これは疑っても仕方ないとも言えなくはないとは思いますが、疑いの責任がどこにあるかと考えた場合に、先ほどは、制度運用上と言いましたが、議論の中で発言があったように、個人情報に対して気がかりな寄附者によっては、定義がないことから、会社の住所を記載する可能性があるということを見ると、確かに疑いを持つことはありうるけれど、そのことだけをもって全てを市長の責任と帰して、第5号に抵触しているといえるのかと私は思います。また、今回、条文の解釈について、中々悩ましいのですが、第3条の「市民全体の代表者として法令を遵守しその品位と名誉を損なう行為を慎むとともに、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」ということですが、この「おそれ」は、「その職務に関し不正の疑惑をもたれる」ということへのおそれと解釈して良いのでしょうか。何をはっきりさせたいかという、この虚偽記載は、広い意味での法令遵守にかかるのだらうと思います。そうすると、法令遵守を損なうような行為を慎むと記載してあるのは、事実の問題としてそのような行為をしてはいけないと解釈できるとすれば、虚偽記載を検討する際に、「おそれ」は、あまり主要な判断にはならないのではないかとも思えるのですが、法律の専門家として、どうでしょうか。</p>
委員	<p>私もこの第4段落が悩ましいと思う部分がございます。調査請求者は第4段落において、「個人献金に「企業所在地」を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。」、さらに、次の文章にも入りますが、「支払者数についても、政治資金規正法の虚偽記載であり、」、最後に、「法令遵守に反する。」と主張されています。ここを読むと、政治倫理条例第3条第5号の中の法令遵守だけを主張しているという読み方もあるのかなと思いました。そうすると、「その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」につい</p>

	<p>ては、触れていないのではないかと読みました。直接的には記載していないものの、そこまで黙示的に主張しているか、その解釈が難しいところですが、素直に読むと私は法令遵守だけを述べているのかなと思いました。</p> <p>もし、そうであれば、「不正の疑惑をもたれるおそれ」については検討しなくてもいいのかなと思いますし、あと、先ほど会長がおっしゃいました「その職務に関し」という文言について、一般的に職務というと市長という行政のトップとしての仕事を指すのかなと思いますので、その意味でも、この虚偽記載が「その職務に関し」といえるかどうかという少し疑問をもってしまいます。以上が私の感想でございます。</p>
会長	<p>そうすると、問われていることに関しても、法令遵守をメインで問われているし、条文の解釈においても、法令遵守のカテゴリーの中で判断すべき事案であり、「おそれ」に関しては、二次的という表現が妥当かどうかわかりませんが、5号違反の主要な根拠や構成要件にはならないのではないかなという感じでしょうか。</p>
委員	<p>そうですね。最終結論ではございませんが、そのような考え方も成り立つのではないかなと思っております。</p>
委員	<p>私は、「その職務に関し」のところについて、例えば、立川市の逐条解説を、少し参考として確認をしたほうがいいのかと思っています。これは、私の読み方が甘いのかかもしれませんが、職務に対して、疑惑をもたれないように行為をしましょうという条文にも読めるので、つまり、「行為」については、職務に限定されていないという読み方もできるのではないかなと思うので、少し丁寧に解釈したほうがいいのかと思っています。その点はフォローが必要だと思います。</p>
委員	<p>今、おっしゃったのは、「その職務に関し」がどの言葉にかかるかということと、「不正の疑惑」にかかるのか、それとも、「行為」にかかるのかという、2つの解釈が成り立ちうるというご意見でしょうか。</p>
委員	<p>はい。そのとおりです。</p>
委員	<p>確かにおっしゃるとおりだと私も思いました。</p>
会長	<p>もう少し普遍して、素人でも分かるようにご説明をお願いいたします。</p>
委員	<p>市長としての職務に気をつけるということだけではなく、</p>

	<p>市長としての職務に疑惑をもたれないように、個人としての日々の行動についても気を付けましょう、という解釈もできるのではないかという意見です。</p>
会長	<p>対象がより広がるということですね。そうすると、念のためにおそれについても、若干コメントが必要になるということですね。</p>
委員	<p>後者の個人としての行動を含める解釈であるとする、虚偽記載には法令上あたらないけれど、疑惑をもたれるおそれがあると思うのであれば、きちんと記載しましょうということになるのではないかと思います。</p>
会長	<p>広い意味でのおそれでは、法令遵守について疑いをもたれることが、市長としての信頼性を損なうという解釈をすることですね。</p>
委員	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>政治資金規正法にはそのような記載はされていませんが、倫理の審査会ということで、おそれとか疑いとかも非常に抽象的なことで議論をすることが、私はそもそも論としてどうしても疑問に思うところがあります。もし、先ほどのご意見のような厳密な解釈をして、「おそれ」への指摘をすることになるのであれば、政治資金規正法についても、明確に記載をしてほしいというような要望をすべきではないでしょうか。法律改正を要望するくらいのことがないと、おそれや疑惑、疑いでは、対象者は何も行動ができなくなるのではないのでしょうか。この法律をきちんと整備してほしいという要望までしなければいけないのではないかと少し思った次第でございます。</p>
会長	<p>お気持ちはとても分かります。</p>
委員	<p>これは、委員会として皆さんとともに意見をまとめていくことになると思いますが、この条例を制定された竹内先生が書かれている、添付資料 22 のジュリストの解説に「これは、ことわるまでもなく、政治倫理の高い理想を定めたというものではなく、議員や市長が守るべきミニマムの要件である。それを守るだけでは、まだ必ずしも十分ではないが、すくなくとも、それを守らぬかぎり、倫理的ということはできないのであって、このような行為は今後認めないという意味を含んでいる。」と書かれているので、個人的には、そこまで高度</p>

	<p>なものも求められていないのだろうとは思いますが、他の条例の解釈等と見比べながら、熊本市政治倫理条例はどのように解釈するのか、どこまで求めているのかというところを、皆さんとともに検討すべきかと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>政治倫理条例が制定されるというのは、法令では判断できない問題の部分をフォローするという事ではないでしょうか。そういう意味では、おそれや疑いによって、より政治の質を上げていくことを目的として制定されていると思います。倫理あるいは道徳的責任等という客観的な基準は何かと問われたときに迷うところはあると思いますが、その点については、前回の審査会において整理され、疑いは事実関係により判断し、おそれは予防だとおっしゃいました。つまり、このようなハードルを設けていることにより注意喚起を促すような効果を念頭に置いた制度として、政治倫理条例が制定されているのではないかと思います。</p> <p>それでは、今議論をしている具体的な部分に戻りますが、事実の問題としては虚偽記載とは即断できず、先ほど私も意見を言わせていただきましたが、おそれとして見た場合、おそれをもたれても仕方がないと思う部分もありますが、その責任の全てを市長側に100%求めると言い切れるかということでもないのと、少し躊躇します。理由としては、制度運用上の定義が設けられていないため、そのことを勧告すると、事実の問題としてもそうですし、疑いについても責任を市長側にすべて帰責するということは慎重に考えないといけないのではないかというのが私の印象ですが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>既に議論されているところ本当に申し訳ないのですが、市長が寄附者をチェックしなかったというところについて、是非は分かりませんが、私もずっと気になっていました。私自身、献金等をしたことがないので、献金に関する一般的な常識を知らないのですが、今の時代、個人の住所を公表したくないという気持ちは分かりますので、その場合に、他の議員さんにおいても一般的なのか、大西市長が特殊だったのかということが何か分かればなと思います。もし特殊であれば、気づいて欲しいといいますが、一般に政治倫理というと私も定義はわからないのですが、公務員の倫理となると、例</p>

	えは飲酒運転とかだと思えます。なので、その辺がわかればと思いました。
会長	今のご意見は、議論している虚偽記載との関係性はどのようにお考えですか。
委員	虚偽記載といいますか、おそれの部分です。もし、他の議員においても、個人献金の際に企業所在地を記載することが日常的に行われているのであれば、おそらくリストを一生懸命チェックするといいますか、気づかないと思えます。ところが、そうではなくて他の議員には滅多にない部分であれば、リストが上がってきたときに、どういうところから寄附したのかというときに気づいていただけるとありがたいかなというふうに思えます。その辺の一般的なことが私は全くわかりませんので、変な話をしている気もしますが。
会長	それは、とても大事なことで、私もきちんと気づき、記載をしてほしいと思えます。この点は、後ほどどのように表明するかの議論になると思うので、全体の議論の中で考えるべきことかと思えます。やはり市民の代表者としての責任ある行動をとってほしい、それには、一般の方とは少しレベルの違う配慮の仕方等をしてほしいという思いとしてはあると思えます。 この「個人献金に「企業所在地」を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。」についての、ここでの判断は、事実認定としてそういう判断を即断はできない、疑われてもおかしくないという視点で見ても、確かに疑いはありうるかもしれないけれど、それを市長側の全ての責任に帰すという判断はしかねるというようなまとめ方でよろしいでしょうか。
委員	市長は、出来るだけ個人の住所を書いてもらうような努力をしているというような発言をされていましたよね。
会長	されていました。
委員	ですよね。この点は、弁護士と政治学者でも意見が分かっているような記事があったと思えます。そのため、努力義務とされたらいかがかと思えました。
会長	どのような形で記載するかは今後判断しないといけないですが、我々として何かしらのメッセージを出す際に、その

	<p>ようなメッセージを出すのも1案ということですね。</p> <p>これは、全体にも関わると思いますが、住所欄に企業の所在地を記載することについては第1段落にも出てきた項目で前日も議論になっていましたが、第5号違反としたときに、どのように判断するかということについて、市長も弁明の際に、誤解はできるだけ避けるという目的で、現在は、個人の住所を書いていただくよう、できるだけ案内しているという発言がありました。今回のことを通じてということが大きいとは思いますが、誤解をされる可能性があることについて、市長本人も認識されているのではないのでしょうか。そういう意味で、誤解を招くということについて、理解はできるのではないかと思います。これは全体に対するメッセージの1つの候補として抑えることにして、第4段落の2つ目の指摘に対する審査会の意見としましては、先ほど言ったような形で、まとめてよろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>それでは4段落の最後です。資料9ページです。「2022年10月4日開催の特定パーティーの収入は1,157万円で、2社が180万円を支払っており、それを引いた額は977万円、1万円会費で1,052人の支払者数は、政治資金規正法の虚偽記載であり、法令遵守に反する。」これも先ほど紹介していただいた文章です。「法令遵守に反する」については、前回の整理において、双方の意見がありました。資金管理団体から回答いただいた内容の事実認定として、県の選挙管理委員会に説明を受けた際、対価というのは実際にそのサービスを受けたものと理解して、参加人数を記載していたということでした。ところが、総務省は参加人数ではないと明確に回答しています。制度の運用主体側の理解と矛盾をしている。</p> <p>それを前提に、前回は、事実認定としては「資金管理団体側の誤解に基づく誤記」となるのではないかというご意見があったかと思います。まず、その点はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>私は、虚偽記載という視点と、法令遵守に反するという視点の2点について、意見を言わせてください。</p> <p>まず虚偽記載か否かについて、「虚偽」の意味について国語辞典によると、「真実でない知りながら、真実であるかのように故意に装い、見せかける嘘偽り」です。そうすると、資</p>

金管理団体の会計責任者の回答は、「対価の支払いをした者の数」欄の書き方について、県選管の窓口で対応された方にお尋ねしたところ、「お金を支払い、対価を受けた人数」との回答であったことから、パーティー券を購入しただけでなく、対価の飲食の提供を受けて初めて対価を受けたことになる」と解釈されておられますから、確かに誤解だろうというふうに思うわけです。

これは市長のヒアリングの時とも齟齬がないと思えました。「事務方で県選管に提出するときに、これでよいかと1つ1つ窓口で確認している。そういう意味では正確を期するように書いているというところですよ。県選管にしっかりご指導いただきながら、提出しているところでございます。」と言われましたので、ここに悪意はないと思えました。

県選管の回答では、「調査権は有さないの、法の規定に抵触するか否か回答はできない」とあり、総務省も似たような回答なのですが、「具体の事実に基づいて判断されるもの」と書いております。

インターネットで調べましたら、特定パーティーにおける対価の支払いは、パーティー券の購入代金というような記載もありました。そうすると、この会計責任者は、明らかに誤解をして書かれたのではないかと。悪意はない、というふうに私は思いました。ですから、「虚偽記載という視点では断定はできないが、今後改善されたほうがいいのではないかと」いうのが私の結論です。

なぜかという、仮に不参加を前提として購入した人がいるということであれば、それは実質的な寄附であるというふうにみなされてしまいますので、改善された方がいいという理由です。

それからもう1点、法令遵守に反するか否かということですが、これは法に適用かという、適用しないというのが私の結論です。勧告の内容に関わる意見になりますけれども、参加した人数の記載については、法令遵守の視点からすると、総務省及び県選管が指摘する政治資金規正法第12条第1項ですが、対価の支払いをしたものの数を記載すべきだと思います。理由としては、政治的・道義的批判を受ける恐れを回避するという意味からすると、市長の品位や名誉を損なう

	<p>行為につながるという回答になるのではないかと思います。</p> <p>それから、生徒指導などで使用する理論として、「割れ窓理論」というものがあり、割れた窓をそのまま放置していると、どんどん割る者が出てくるというようなことです。生徒指導でも、汚い環境にしておく、子供たちは環境に順応し、どんどん汚してしまう。小さな不備を放置することは、モラルが低下することに繋がり、それが、慣例化・常態化して、慣れと麻痺が起こる可能性があるかなと思います。ここはきちり指摘したほうがよいと思います。</p>
会長	<p>事実認定については、まさにおっしゃるとおりで、隠蔽するための意図的な記述ではないということから、虚偽記載とまでは言えないということは、私も同意します。</p> <p>また、後者については、はっきりと指摘したほうがよいということですよ。その疑いやおそれが発生した原因は、数字が間違っていたからですよ。数字の記載を誤ったことは事実で、そこに疑いを持たれたということは、納得できる気がします。その点で言えば、「おそれ」の部分で、第5号違反であると言えると思います。勧告にするかは置いておいて、メッセージとして、出来るだけ過去に遡り、可及的速やかに訂正してくださいと、ちゃんとお伝えしないとイケないだろうと。</p> <p>それを言う根拠は、おそれを生む原因である誤記をしているため。そこは言ってもいいのではと私も思いますし、その前提としては、そういう数字の誤記をしたという行為については、おそれを誘発するという意味で、第5号に抵触すると。そういうふうにいえるのではないかと思います。いかがでしょうか。この意見でよければ、そのようにまとめたいと思います。</p>
委員	<p>法令遵守に反するという点で、どこまで検討すべきか悩んでいます。本日の資料1の9ページに政治資金規正法第25条が記載されています。別に第27条第2項というものもありまして、「重大な過失により、第25条第1項の罪を犯したのもこれを処罰するものとする。」という規定があるようです。政治資金規正法も何度か改正されているので、全ての改正バージョンを確認できていないわけでは不是すけれども、重過失があった場合には法令違反になるのかなと思われます。</p>

	<p>そのこともあり、この論点ポイントのところで、「過失があるとすればその程度はどれぐらいか、重過失と言えるか」としてあるのは、おそらくそのことを意識しての意見かと。</p> <p>重過失の検討も必要なのではないか、という趣旨でこのポイントがあるのかなというふうに思っております。</p> <p>そうすると、この間違った記載をされた方は、もちろん故意ではなかったと思いますが、過失の中でも重大な過失であれば、その方については法令遵守違反になると。そこまで論じるべきかどうかですね。どうなのでしょう。皆さんのご意見を伺いたいのですが。</p>
会長	<p>皆さんいかがでしょうか。</p> <p>それを言うためには、色々な調査をしなければいけないのではないかなという印象です。</p>
委員	<p>そうですね。</p> <p>どういう経緯で間違った記載をしたのか、どういった認識だったのか、という調査が必要になってくるかなと思います。</p>
会長	<p>それと、政治資金規正法の仕組みとして、全体として非の打ち所ない正義の味方の作りになっているかどうかというのがあるのですが、政治資金規正法は、会計責任者の責任をすごく重視していますよね。ここでの議論の対象は、あくまで市長ですので、その重過失であったかどうかということ。を明らかにしないと、この項目の結論が出せないかということ、そうでもないような気がするのですが。</p>
委員	<p>私も、必ずしも検討して結論を出さなければいけないと思っているわけではなく、この資料に重過失の記載があり条文を調べところ、重過失の場合は処罰するという条文を見つけたので、念のために情報の提供という意味で、この場でお伝えさせていただきました。</p>
会長	<p>恐らくこれは、重過失とは言えないのではないかなというふうにも思いますが。</p>
委員	<p>そうですね。最高裁では、一般的に重過失は「故意と同視できる程度の過失で、わずかな注意をすれば誤りに気付き、その不当な結果を避けられたのに、そのわずかな注意すら怠り、不当な結果をつくり出してしまった」という、ざっくりいうとそういった考えですので、私も、本件は重過失ではな</p>

	<p>いと思っております。私は、検討しないということで問題ございません。</p>
委員	<p>とても基本的なお尋ねですが、この部分の間違いを正すと、977人というふうには書かなきゃいけなかったっていうのを調査請求者は言われているのでしょうか。</p> <p>この間違いによってどのような疑惑が生まれるのかというのを確認しないといけないのかなと思っていて、数字が単に間違っていましたっていうことが、「ただ間違っただけ」なのか、「これはなにかを隠そうとしたのでは」という疑惑を持たれるのか、その間違いの程度も大きく影響してくると思うのですが、私がおの辺がよく分からないところもあり、よかったですら教えていただければと思います。</p>
委員	<p>私も、今おっしゃったところがちょっとよくわからなかったのですが、1,052人という記載は間違いだということですが、これは正しくは977人ということなのでしょうか。</p>
会長	<p>以前1度計算して数字を出したのですが、失念しました。ただ、そうだと思います。パーティー券が1枚1万円と仮定して計算すると、数字が違うのではないかとということだと思います。そのことで、さらに何を疑われるか、ということですよ。</p>
委員	<p>そのとおりです。</p> <p>結局、過大に申告しているということなのか。そもそも、収支報告書のどこに記載されているのでしょうか。</p>
総務課長	<p>調査請求者からの調査請求書の添付資料②「令和4年分新世代政経懇話会の収支報告書」です。</p> <p>この中に、左上の記載が(その10)となっているページがございます。これは、「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳」を記載する様式です。また、次のページの(その11)と併せてご覧いただければと思います。</p> <p>まず、(その10)の「対価の支払いをした者の数」が1,052人となっております。次のページの(その11)は、「1つの特定パーティーにつき、同一者から対価の支払いが、20万円を超えるもののみ個別に記載してください。」と記載があり、こちらにおいて、1社が130万円、もう1社が50万円という記載がございます。パーティー券を1枚1万円と仮定する</p>

	<p>と、この2社で180枚が購入されております。</p> <p>前のページの(その10)に戻りまして、見出しの「特価に係る収入の金額」という欄に、1,157万円の記載がありますので、1,157万円から180万円を引いた額が977万円になります。</p> <p>ただ、1人が2枚購入しているかどうかなどは分かりかねますので、「対価の支払いをした者の数」の欄に書くべき数字というのは、(その10)及び(その11)だけでは、はっきりしないのではないかと思います。以上でございます。</p>
会長	<p>これを指摘することで、次にどれだけ大きな問題が懸念されるかということについては明示されていないので分かりませんが、全体として、正確に記載されていない箇所1つの例として、指摘しているのではないかと思います。</p> <p>ここの文章に限定して何がいえるかというのは、審査会で判断をすることになるのではないかと思います。</p> <p>事実認定としては、誤解による誤記であり、何らかの悪意のもと、意図的に記載したものではないということは確認できるのではないかと思います。ただ、誤記をしたことは事実であり、それにより疑いが生じたということは否定できないことから、その意味では第5号に抵触すると思います。</p> <p>従って、メッセージとしては「可及的速やかにこれを訂正すべきではないか」というようなまとめでよろしいでしょうか。</p>
	委員了承
委員	<p>すみません。確認ですが、現状はまだ訂正はされていないということでしょうか。もうすでに訂正されているということはないでしょうか。</p>
総務課長	<p>令和4年の政治資金収支報告書でしたら、県選管のホームページに掲載されているかと思いますので、その確認は速やかにできると思います。</p>
委員	<p>もし既に訂正されていたら、「訂正してください」という表現ではなく、「今後気をつけましょう」という方が良いのではないかと思いますので、意見を述べさせていただきました。</p>
会長	<p>最終的な文章を作るときに確認をさせていただきたいと思います。では、そういう形で第4段落の3つ目のまとめを</p>

させていただきたいと思います。

その上で、第2段落の判断が出来ていなかった部分でございます。資料の4ページです。会議録を読み返してみたところ、前回会議において、「企業・団体等からの寄附」に関して、この「等」の中に個人を含めて考えるか否かについて話が出ました。もともとの立法趣旨からすると、個人は含まれず、企業・団体献金の中で批判されるおそれのある寄附は受けてはいけないという趣旨であると理解すると。ただ、それに対して、その後の政治資金規正法の改正等々を経ても、ここは修正されてないというようなことを念頭に置いてこの条文を解釈すると、後段部分に重きを置いて、「政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附」という、いわゆる企業・団体献金のみならず、個人も含めて理解・解釈できるのではないか、というのが意見として出されたかと思えます。

要するに、双方の視点から、それぞれについての判断を出すのも1つというような意見もあったかと思えます。この取り扱いをどうするかです。

また、個人も含め解釈する場合も当然、企業・団体は含まれていますので、表現としては、「個人を含めるか、含めないか」よりも、「狭義・広義の解釈」という表現がいいかと思えます。個人を含め解釈するのを広義の解釈とし、狭義の解釈でいくのか、広義の解釈でいくのか、或いはそれぞれの解釈をとればどのような判断になるか見解を示して、後はどう扱うかということになるのかなと思えます。

前回の会議録を見ると、それぞれの解釈で見解を出してみるところまでいったと思えます。

基本的に個人からの寄附が問題なっているので、私の表現でいくと狭義の解釈、これは立法趣旨からの解釈ということですが、それでいくと1994年の政治資金規正法改正を経たとしても、対象になっているのは政党あるいは政治団体からの寄附ということです。これは、寄附可能な部分が残っています。そして、政党支部を通じた迂回献金的な処理といったものを念頭に置いて、道義的・政治的な批判を伴うような寄附を指しているのではないかと。そうなると、ここで問題になっているような個人からの寄附はそれに該当しないので、この第2号に問うことはできないということになるかと思

	<p>います。ここはかなりクリアなのではないかと。では、広義の解釈で、個人からの寄附も含めて解釈するとどうなるだろうかということですか。</p>
委員	<p>個人からの寄附は基本認められているので、ベースとしては個人寄附が道義的・政治的な批判を受けることはないと思いますが、調査請求者が主張しているような「実質的な企業献金である」「個人献金の形をした企業献金だ」といったところが、事実上そうであるといえるときには、個人献金であっても、この条例違反に当たるのではないかとというふうに考えるので、個人献金だから全部が判断の土台に上がってくるってことではないかなと思います。</p>
会長	<p>そこはとても重要で、個人献金でも、条文の「政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない」と解釈するのは広義ではないですか。</p>
委員	<p>そうなのですが、基本的には個人寄附は認められているので、一般的には批判は及ばないですよ。原則問題はないけれども、例外にあたるものがあれば、問題になるのではというところですか。</p>
会長	<p>企業・団体献金の中で、企業は、もう原則だめになっていると思うのですが、団体からの寄附は、政治資金規正法上もまだOKですよ。市長の令和4年の収支報告書に政治団体からの寄附が書いてありますから、政治団体からの寄附も全然無くなったわけではないのでOKですよ。そうすると、個人を含めるっていうことは、個人も、企業・団体も関係なく、その後段を重視して政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附は駄目である、というふうに解釈することが、広義の解釈ではないかなと思います。</p>
委員	<p>私が、会長の理解と委員の議論をまだ整理しきれていないので、もう1回教えていただきたいのですが、私が理解した話だと、広義の解釈において、会長は個人も含めてだめであるということになると。ただ他方で、委員は、個人の献金は認められているから駄目ではないということではないかという主張のように聞こえたのですけれども、この理解で正しいですか。</p>
会長	<p>もう1度質問をお願いします。</p>
委員	<p>今の広義の解釈の中で、「個人寄附」を「等」の中に読み</p>

	<p>込むか読み込まないかで、広く読むと結局どういうことになるのか、2人の話を聞いている中で理解できなかったのもう少し詳細に教えていただければと思います。</p>
会長	<p>私も従来は、立法趣旨に沿った理解をしていたので、前回の会議でのこの解釈は非常に新鮮でした。その限りでの理解で言うと、広義の解釈では、企業団体献金も、個人献金も、それを区別する意味がなくなるという理解です。</p> <p>だから、実質的に企業献金じゃないかっていうような議論さえ、そこでの垣根っていうのはなくなって、企業からであろうと団体からであろうと個人からであろうと、政治的・道義的に疑われるような献金・寄附はだめであるというふうに解釈するという。</p>
委員	<p>すみません。私が広義、狭義をあまり気にせずに発言してしまったのが申し訳ないなと思ったのですが、広義でも、私の考えは両立すると思っていて、垣根なく批判を受けては駄目であるという話だとしても、個人に関してみたら、基本的には個人献金は認められているので、批判の対象になるものは狭まってくるのではないかと。</p> <p>事実上、企業献金と同視されうるようなものだけが、その批判を受けるのではないかっていうような考えであり、会長が言われている狭義と広義っていう分け方においても、その判断の仕方が変わるという、見方のお話をさせていただきました。</p>
会長	<p>具体的に、政治的・道義的批判を考える際の基準が、実質的な企業献金のように見られる個人献金が問題だという、そういった判断基準になるのではないかということですね。</p>
委員	<p>もう1度確認ですが、外形的透明性っていうものをきちんと担保されるべきであるというご意見でしょうか。つまり、どういうことであったとしても疑いを持たれるような献金はよろしくないってということでしょうか。</p>
委員	<p>「実質的な企業献金」や「個人献金の顔をした企業献金」といえるのかというところで、外形的に見てどうかということまでは、そこだけでは判断できないかなと思います。</p>
委員	<p>シンプルに言うと、どういうことになりますか。</p>
委員	<p>個人献金であることを理由に、この条文の適用外だと切り捨ててしまうのは、やり過ぎではないかということです。個</p>

	<p>人献金であっても、企業献金と同視できるようなものがある可能性はありますので、個人だからといって形式的に切り分ける必要はないという考えです。</p>
会長	<p>要するに、個人献金という外形を持っていても、実質的に見ると企業献金であるようなものについては、「政治的又は道義的な批判を受ける」という部分に該当するため、個人献金だとしてもこの条文で判断できるということですね。</p>
委員	<p>前回までの審査会において、実質的な企業献金かどうかは帳簿を確認しないと立証できないため、審査会では扱わないという話だったかと思います。そうすると、今、この話を深掘りする必要があるのか疑問に思ったのですが。</p>
委員	<p>審査会が、実質的な企業献金かどうかを判断することはできないという点については承知していますが、条文の解釈として「等」に個人が入るかかどうかということは、また違う土俵の話ではないでしょうか。</p>
会長	<p>おそらく、そこが違うのでしょうか。</p> <p>「等」の中に個人を含める場合、企業・団体献金であろうが個人献金であろうが、その垣根を取っ払うという意味では区別する必要はありません。そして、この解釈に限って言えば、実質的な企業献金かどうかという問題自体が無くなるのではないのでしょうか。外形的にどんな形であったとしても、政治的又は道義的な批判を受ける寄附は疑われますよ、という解釈が広義だと理解しています。</p>
委員	<p>なかなかドラスティックな感じがしますね。条例や法律は、ある程度定まった基準に基づいて判断するという意味では割とシンプルだと思っています。一方で、倫理は人によって共通するものもあれば異なるものもあります。今回のような、法的には問題ないようなものについて、倫理の観点でどこまで踏み込んでいくかというところが、この審査会に問われていることだと思います。</p> <p>先ほど AI にも確認したところ、このように踏み込んだ判断を答申した例はこれまでになく、熊本市が今まさに取り組もうとしていることは、全国的にも注目されているとのことでした。ですので、先生方に改めて、ご発言の趣旨を確認させていただいた次第です。</p>
会長	<p>全国的に例がない検討の課題というのは、シンプルに言え</p>

	<p>ばどういうことでしょうか。</p>
委員	<p>具体的に言えば、この条文の「等」に個人を含めて、広義の解釈による答申を出すことです。</p>
会長	<p>このような広義の解釈があるということは、私も前回の審査会で分かりました。前回、「等」の中に個人が入るかどうかという問題提起をされて、それに対して「入るのではないか」とのご意見があり、「両方の解釈が成り立つ」というご発言がありました。要するに、法曹関係者の3人がそのような見解でしたので、解釈としてあり得るということだと思えます。</p> <p>私自身もその後いろいろと調べ、この広義の解釈を後押しするような動きや傾向があるのかを確認するため、他自治体の政治倫理条例を見てみました。すると、熊本市の条例第3条のうち「企業、団体等から」という部分だけを除き、それ以外はほぼ同様の条文を掲げている自治体が、いくつかあることが分かりました。</p> <p>例えば、福岡市の「福岡市長の政治倫理に関する条例」では、「政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある趣旨の寄附を受領しないものとし、その資金管理団体についても、当該寄附を受領させないこと。」とされており、「企業、団体等から」という文言はありませんでした。要するに、他自治体の流れの1つとして、個人と企業及び団体を全部一緒に位置付けたうえで、疑問を持たれるような寄附の受領は控えましょうということになっているのではないかと思います。</p> <p>また、平成22年に制定された千葉市の「千葉市長の政治倫理に関する条例」についても、やはり「政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その後援団体についても、当該寄附を受けさせないこと。」とされており、「企業、団体等から」という文言はありませんでした。</p> <p>これらを踏まえると、熊本市の政治倫理条例には、まだ「企業、団体等から」という文言が入っていますが、このような他自治体の動向や、何にも増して政治不信の世の中の動きからすると、個人献金も含めて批判を受けるような寄附は受け取らないようにしようという広義の解釈も成り立つのではないかというのが、私の感想です。</p>

	<p>広義の解釈をする必要はないのではというご意見でしょうか。</p>
委員	<p>政治倫理審査会の設立趣旨を踏まえると、これに関しては委員のご意見を尊重させていただきたいと思っています。全体の枠組みの整理については、会長や弁護士の先生方、そして私どもで一定程度対応は可能かと思いますが、一般市民と専門家の感覚のずれが政治不信の根幹だと思っていますので。</p>
委員	<p>条例解釈の議論はとても勉強になります。私の考えとしては、先ほどおっしゃっていた条例制定時の背景として、「議員や市長が守るべきミニマムの要件である。それを守るだけでは、まだ必ずしも十分ではないが、すくなくともそれを守らぬかぎり、倫理的ということはできないのであって、このような行為は今後認めないという意味を含んでいる。」とありますので、広義の解釈に立ち、個人献金あるいは企業献金のどちらであっても、疑惑を受けるようなことに関しては、しっかり考え活動していただきたいと思っています。</p>
委員	<p>個人献金が認められているとはいえ、批判を受けるおそれがあるものはあってはいけないと思いますので、ここを広義に解釈することに関して私も特に違和感はありません。</p>
委員	<p>寄附と献金の区別について、どこからが「寄附」で、どこからが「献金」なのかが分かりにくいと感じています。金額によるのでしょうか。例えば、事業を営んでいない個人であれば寄附として認められ、個人事業主であれば献金として扱われるか、といった点が気になります。会社を経営している方が個人として寄附をされた場合に、実は会社経営者だったということもあると思います。</p> <p>これは、住所欄に会社の所在地を記載することにも繋がる話だと考えています。できれば自宅住所を書きたくないという感覚も理解できますし、ましてや、住所に特段の定義もされていないとなると、どこまで疑って見ていくのだろうかと感じたところです。</p>
会長	<p>「寄附」及び「献金」という単語に関しては、法律上は、全て「寄附」になっていると思います。「献金」という言葉は、世間で流通しており、メディアが使うのは「献金」が多いように思います。きちんと定義で分かれているわけではないので、ややこしいですね。</p>

委員	寄附等の金額が、パーティーの1万円なら問題なく、100万円なら問題があるということもあるのでしょうか。
会長	前回の審査会で配付された、総務省が作成している「政治資金規正法のあらまし」に記載されていたかと思います。例えば、個人献金は150万円までとなっております。
委員	納税者の思いとして意見を述べさせていただきます。私は、法に適う、理に適う、情に適うが理想だと考えています。また、法律に関しては、どこかで折り合いをつけるツールであると捉えています。献金に関しては、現在、国において話題になっておりますが、合法的な賄賂にならないようにして欲しいなというのが一市民の気持ちです。 まとめにはなりません、そのような思いでこの審査会に参加しております。
会長	その思いを大切されるということは、ここでの議論でいうところの、広義の解釈をして良いのではないかというご意見でよろしいでしょうか。
委員	はい。
委員	私は、報告書の作成に当たっては、どのような考え方に基づき、その判断に至ったのかという根拠が分かりやすいことが一番大事だと思っています。そういった意味では、会長がおっしゃっていたように、他自治体の状況や、現在の政治不信の状況等を踏まえたうえで広義の解釈を行うという説明は、説得力があるように感じました。
会長	ご意見を伺う限りは、広義の解釈ということですね。ただ、広義の解釈だけではなく、狭義と広義の両方で見た場合の見解を示したうえで、どう判断するかという議論の整理をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	委員了承
委員	あとは報告書の書きぶりの話になるかと思います。
会長	そうですね。狭義と広義で見たうえで、それをどう処理するかという議論がもう1つ必要だと思います。 狭義の場合は、該当しないという判断ができると思いますが、広義の場合、つまり個人も含めて解釈した場合に、個人の寄附であっても政治的又は道義的な批判を受ける事案かどうかの判断をしないといけません。具体的には、公共事業の発注権限を持つ市長の資金管理団体が公共事業の受注企

	業の代表者・役員から寄附を受けること自体が、政治的又は道義的な批判を招く可能性があるかどうかについて判断しないといけません。これについて、いかがでしょうか。
委員	発注及び受注のシステムについては、これまで十分学んできたように、たくさんの工程を経ておりますので、寄附をしたからといって有利に働いたということはないということは、これまで検証してきたのではないのでしょうか。
会長	事実の問題としては、おっしゃるとおり、有利な取り計らいはなかったということが、ここでの共通の認識だと思います。ただ、ここで問題になっているのは、「おかしいのではないか。」という思いやおそれを持つことが妥当かどうかということです。要するに、公共事業を受注している企業の代表者・役員が寄附を行うこと自体から出てくる疑いや、「不正が起こるのではないか。」というおそれのような感情を持つこと自体がどうかという判断をしなければなりません。
委員	さっき会長もおっしゃいましたけれど、個人事業主というのがありますが、例えば今回は、市長の政治姿勢に個人的に共鳴していることで、具体的に何かの報酬というのではなく、そういう姿勢に対していろんな政治家の方にわずかでも寄附をするというのがあります。今回のようなことになると、生業をしている人は、寄附行為は何もできないというようなことにもなりますので、そこら辺はいかがなものでしょうか。
会長	市長にその決裁権全てがあるわけではないというのはここでの調査で明らかになっていいると思いますが、一般から見たときに、公共事業を請け負っている・受注している企業が、公共事業発注する権限を持っている市長に対して寄附をするという行為を、何かおかしいのではないかと思うかどうかですね。
委員	思われる方もいらっしゃるということでしょうか
会長	それはあると思いますし、実質的な企業献金ではないかというのは、メディアで取り上げられて話題になって、大きな問題になっているということを考えると、そういう疑い持つということに一定の蓋然性はあると、私は思います。
委員	公共事業等を請負った方は、いかなる寄附もしないというような運用にしてしまうと、一番シンプルでどんな疑いも持

	たれないとは思いますが、そこまでする必要があるのでどうなのかという話について、委員の皆様のご意見を伺えればというところですよ。
会長	そうですね。
委員	制度・仕組みが見えにくいと思います。熊本市のように大きい組織のトップだと、1から10までのプロセスをすべて把握するのは難しいことからプロセスが踏んであり、途中で市長が介入する余地はないということがわかりましたが、そういうプロセスや仕組みが、市民には分かりづらいと思います。社長と従業員数人の企業であれば、社長の指示が全て通るということがあるかもしれませんが、熊本市においては、流れが見えにくいことが、市長の指示が全て通るのではないかという思い込みにつながるのかなと思いました。この条例の趣旨もそうですが、一般的にわかりやすく市民に伝わると、誤解を受けないのではないかと思いました。
会長	これは、難しいことですが、今回議論して思ったことの1つですよ。 市役所の行政としての制度や決裁方法等の情報について、もっと市民の方に理解をしていただくことは、課題としては大きいと思います。 材料になるかわかりませんが、他都市の政治倫理条例を検索したところ、表現の解釈の幅はありますが、県内で言うと菊池市の政治倫理条例の中に、単刀直入に「市が発注する土木、建設事業など公共事業に関与し、また、これらに関与しようとする業者との金品の授受は一切行わないこと」という規範が入っております。やはり、疑うというレベルで、少なくともそういう嫌疑がかかる可能性はあるかもしれないと思いました。
委員	非常にデリケートで、本当に哲学的な考えも広く持たなければならぬ事案です。この委員会で何か打ち出すということは、そもそもあってもいいのでしょうか。 うまく言えないのですが、今、全国規模でいろいろな議論がなされているようなことを、ここで何か結論付けて、どうしてほしいなど、表明していいものなのではないでしょうか。
会長	意見することはできると思います。 全体をどういう表現にするかは別にして、「こういった解

釈をされる可能性がある」ということは、伝えて良いと思っています。そのために審議会を開催し議論しています。

政治に携わる人たちは、こういったことを認識してやってほしいというメッセージは出していい。ただ、どこまで断定的なことを言うかは、考えないといけません。どのようにまとめるかと考えたのは、1つの考え方としては、広義と狭義の解釈があり、狭義で解釈すればこうなります、広義で解釈すれば、疑われても仕方がないと感じる部分もあります。そういう意味で言えば第5号に抵触する可能性もあります、という議論をした上で、今回の案件について市長の責任をどこまで問えるのかということで、そこはなかなか断定的なことは言えないのかなと。そこまで正直に書くような報告書を出すことで、色々考えていただくきっかけになればと考えます。広義で考えたときにそういう疑いを持たれる可能性というのは、否定できないと思います。

菊池市も、あとは確認が必要ですが高森町も、同じような企業・団体と限定していない規定を設けていたと思うのですが、そういったことも考えると、広義に考えたときに第5号に抵触する可能性はあると。

ただし、そのことでもって即、広義の解釈を適用して、今回市長はけしからんといえるかどうか、というときに、いくつか抑制要因みたいものをいろいろ考えたのですが、一番は、「おそれ」というのは予防ですね。予防だとすると、この広義の解釈って、とても新しい、というとおかしいですが、新たに認識してください、気づけてくださいよという中身だと思います。そうすると、これまでの熊本市政の中で、どちらの解釈で動いてきたのかというのを確かめてみないといけないなと思い、何か手だてはないかなと思い第2号がどのように扱われているか検索したところ、あまり出てこなかったのですが、市議会などのやりとりの中で1件、令和6年第1回の定例会会議録を見ると、市議会議員と大西市長のやりとりがありました。これが、熊本市政治倫理条例第3条に言及している数少ない発言です。「第3条の政治倫理基準第2項には、政治活動に関し、企業・団体等から、政治的または道義的批判を受ける恐れのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様と定められています。発注先で

	<p>ある会社役員からの政治献金は、事実上、受注関係にある企業・団体からの献金であり、政治倫理条例に照らし批判を受けると思われませんか。答弁をお願いします。」という質問です。</p> <p>それに対して大西市長は、弁明のときにもおっしゃったように、「政治資金規正法は、政治団体を除く、会社、労働組合等の団体他が、政党の支部または政治資金団体以外のものの政治活動に対しての寄附を制限していて、個人からの寄附までは制限しているものではありません。」と。これは、ここでもおっしゃったことです。あくまで個人寄附であると。</p> <p>何が言いたいかという、批判する側も、それに反論する側も、企業・団体献金だということを前提にして論戦をやっている例なのではないかと推測されます。</p> <p>そうだとすると、熊本市政のいろんなやりとりの前提として、この第2号の解釈としては、狭義の解釈で皆さん認識して喧々諤々議論をされているのかなと思います。</p> <p>そうだとすると、そこに対して広義の解釈をいきなりあてはめて市長はけしからん、第5号に反するという結論を出すことは、慎重でないといけないと。</p> <p>おそらく、この条文を適用した審査会での議論は、今までにないのではないかと思います。そうすると、審査会としての見解を出す、検討課題として提示するのは今回が初めてなんじゃないかと思うのです。そうするとまさに、おそれがないようにという、予防的な効果として念頭に置くと、これから先、審査会としてはこの広義の解釈も含めてやっていくことを認識した上で、それぞれのパフォーマンスに注意をしてくださいねという、そこが今の出発点で、今この広義を当てはめて何かを判断して結論を出すというのは、これは慎重でないといけないと考えました。</p>
委員	会長のご意見に全面的に賛成します。
会長	よろしいでしょうか。
	委員了承
委員	<p>予防原則を組み込む議論は本当に難しく、少し話が変わりますが、例えば災害や公害等には、そういう議論がよく出てくるのですけれども、政治倫理の審査に組み込むということは、研究者としては非常に興味がありますが、実際それをや</p>

	<p>ってしまった場合、申し立てがたくさん提出されたときに、本当にこの審査会対応できるのかという問題も出てくると思います。そのため、先ほど申し上げたように、会長がおっしゃるご意見に賛同するという次第でございます。</p>
会長	<p>まとめさせていただくと、狭義及び広義での解釈について、広義での解釈は、今回の場合、おそれを持たれても仕方ない可能性が出てきますよという見解も示した上で、先ほど申し上げたような熊本市政の認識として狭義の認識でやってきたことなど勘案すると、ここで広義の基準を当てはめて判断するというのは慎重でないといけないのだろうと。</p> <p>そういう認識をここでの共通認識としてまとめさせていただいてよろしいでしょうか。どのような文書を書くかにも関係してきますが。</p>
委員	<p>その場合、そういった多様性も持っている政治倫理審査会だと捉えられて、少し極論ですが、今後、広義にかかるような申請がどんどん提出されるようなことはないですね。</p>
会長	<p>そこは何とも言えないですが、狙いとしては、政治家の皆さんに法令違反をしないようにといたしますか、法令を遵守いただくよう気をつけてくださいねという、そういうところだと思います。ただやっぱり、今回の審査会を通じて、今後の審査の仕方等についてはご意見を出していただき、次につなげていく必要があるかなと思います。</p> <p>それでは、積み残しの部分を一応まとめが出来たということで、ありがとうございました。</p> <p>議論の中にも出てきたと思いますけれども、今後は報告書の作成ということになります。令和7年第1号調査請求事件について、被調査請求者である市長に対し、熊本市政治倫理条例第7条第1項に基づき「勧告」を行うか、それとも、勧告までは行わず審査結果の報告等に審査会としての意見を付すか。この点について、判断をしないといけません。勧告の基準は、どこかに記載されていますでしょうか。</p>
総務課長	<p>資料1の10ページ、5番の勧告及び付言のところに参考で記載しております。</p>
会長	<p>議論の材料として申し上げます。これまで審査会で取り上げてきた事例は過去に4例ありますが、いずれの事例におい</p>

	<p>ても、事実関係の問題として法令違反が明白なものでした。つまり、最初から具体的な事件が存在していた、あるいは明らかに条例に抵触していることが明々白々な事例であり、それに対して、言葉としては処分ではないものの、それに準じた形で勧告を行ってきたものと思います。</p> <p>そうした前提で考えると、勧告を行う場合には、条例に抵触する可能性のある部分だけを取り上げて、こうなさい、ああしなさい、という形の内容になるものと思われる。</p> <p>しかしながら、今回の事例に関しては、嫌疑をかけられている項目のうち、第1段落と第3段落は、事実はなかったと判断しているわけですので、問題があるとされた部分のみを取り上げて、こうするように、というようなイメージで勧告書を作成することは、馴染まないように感じます。</p> <p>要するに、検討の結果として、「この点については問題がなかった」と判断した部分についても、同時に示していかなければ、全体としてバランスを欠くことになるのではないかと思います。</p> <p>そう考えると、今回の結論の示し方としては、「勧告書」という形式ではなく、適切な表現が分かりませんが、条例上の文言に照らせば、「報告書」という形が妥当ではないかと感じております。</p> <p>今回、報告書の骨格（案）を資料として出していただいておりますが、内容については、これまでの勧告書と大きく異なるものではないと思います。過去4例は、いずれも勧告書であったため、前例はないのですが、いわゆる報告書として、前提となる定義を示したうえで、どのような審議を行い、その結果として、どの点が問題であり、一方でどの点は問題がなかったのかを素直に記載していく形にしたほうが良いのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
	委員了承
委員	私も報告書でよろしいかと思いますが、付言をつけるかどうかという点は、皆さんで検討された方がいいのではないかと思います。
会長	<p>それでは、報告書という形で付言をつけるかどうかを検討したいと思います。</p> <p>本日は、これまでの勧告書を前提とした項目だけの骨格</p>

(案)を資料として出しています。今、ご指摘のあった骨子の構成として付言をつけるかどうかという点は、いかがでしょうか。私自身は、つけたほうが良いと思っています。また、付言をつける場合には、どんな付言を入れ込みましょうか。

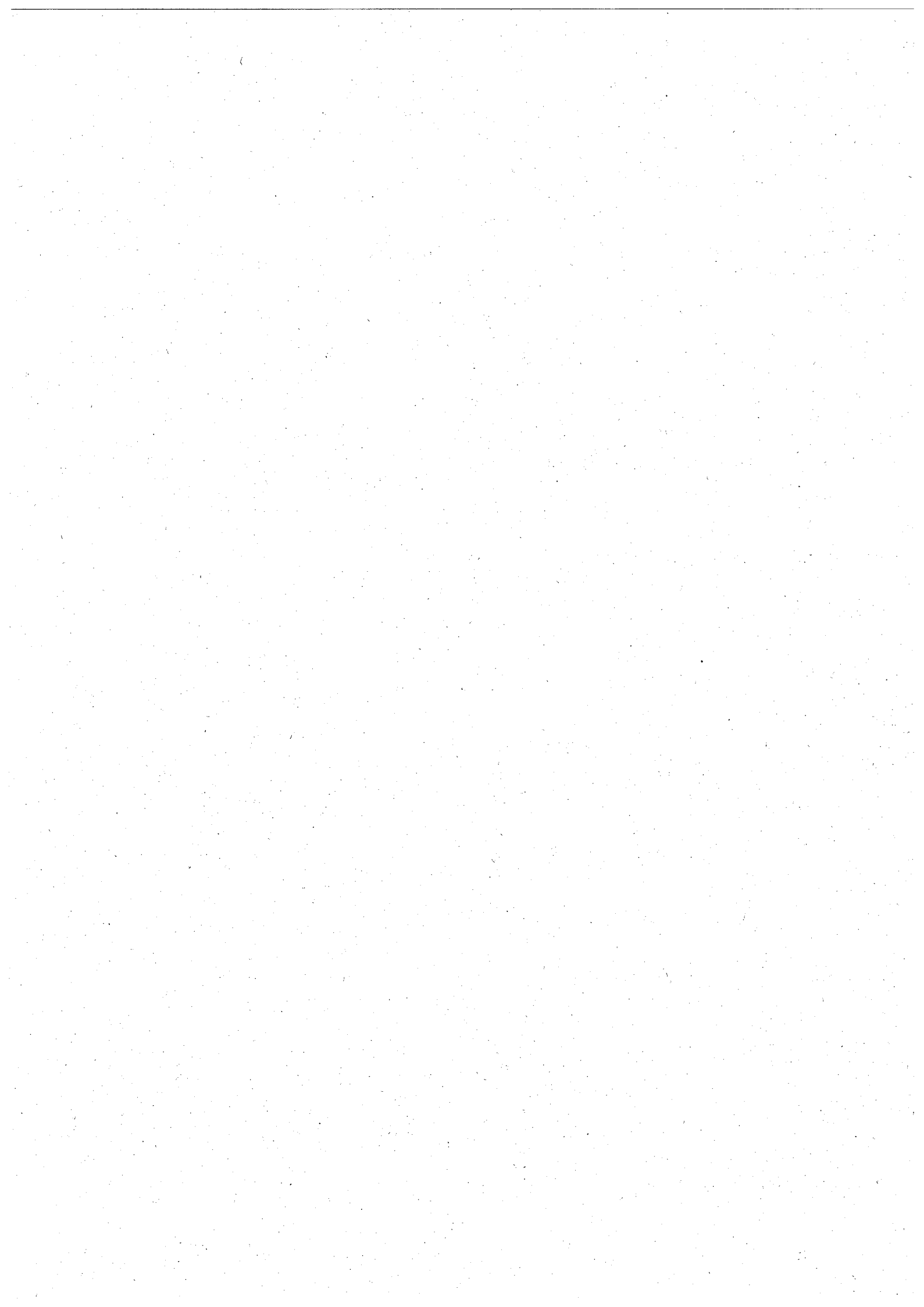
今までもいろいろな意見が出てきたかと思いますが、資料の中に、付言する内容の候補をいくつか挙げていただいています。まず、市長が個人寄附者を把握していないということです。これは、市長への意見聴取でのご発言だったかと思えます。私もあれは予想していませんでした。寄附者は100人程度でしたので、おそらく把握しているだろうと思って質問しましたが、把握していませんでした。もし把握していれば、住所欄に何が書いてあろうと関係なくなるというような展開もありえたかと思えます。報告書の表現をどうするかは別として、市長の政治理念や政治的な考え方に共鳴して寄附をした方々に対する関心はもっと持って良いのではなかったところ。これは、不正云々もそうですが、支持者に対するリスペクトといいますか、これも含めてもっと関心を持ってください。忙しくても持つべきです。ということは、付言としてお願いしても良いのではないかと思いました。

それから、項目として取り上げて一応の見解を示さないといけないのは、住所欄に企業の所在地を記載することに対する見解だと考えています。これに関しては、いろいろ添付資料を出してもらいましたし、報道等を見る限り、何らかの疑いが生じる蓋然性はそれなりにあると思えますし、単に「実質的な企業献金ではないか」という疑いだけでなく、その他の疑いが出てくる可能性もあるので、やはり問題だと思います。制度上の定義がなく許されるとしても、できるだけ誤解を生まないように対応はすべきではないかと。これに関しては、市長自身もそういう認識のもと、ご対応されていると思えます。新しい収支報告書では、住所が修正されていたという報道もあったかと思えます。その点については、もう一度確認をしていきたいと思えます。

この2つの他にご意見はありませんか。また、最後には、市民の信頼を損なう行為を未然に防ぎ、透明性の高い政治を実現する努力をしてほしいというような大きなメッセージも出して良いのではないかと思えます。このような内容を付

	言としてつける方向でよろしいでしょうか。
	委員了承
	委員1名 退室（出席委員は8名となる）
会長	<p>付言については、文章を作っていく過程で、適宜必要な内容を入れ込んでいきたいと思います。</p> <p>最後に、前回の審査会でもお伝えした、報告内容とりまとめ分科会の設置についてです。本日の審議の進捗次第のところがあったため、具体的にはまだ動いていませんが、本日ある程度の方向性を出していただいたので、報告内容とりまとめ分科会を設置したいと思います。今後の流れとしては、報告内容とりまとめ分科会で具体的な文案を作成したうえで、審査会に諮るという展開で進めたいと思います。報告内容とりまとめ分科会のメンバーについては、本日ご紹介できれば良かったのですが、まだ動けておりませんので、私を含む3名程度で想定しております。他の2名、あるいは3名の選任については、当審査会運営要綱の第7条第1項に基づき、私の方で調整をさせていただいて、決定したら皆さんにご報告をさせていただこうと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。事務局から何か報告はありますか。</p>
総務課長	<p>まず、1点目について、先ほどの議論の中で出てきました政治資金収支報告書の中の対価の支払いをした者の数ですが、熊本県のホームページを確認いたしまして、今日見たところでは、変わりはなく1,052人となっております。</p> <p>次に、前回の審査会で、委員の皆様にご意見をいただきました公開質問状（2）につきましては、1月9日付けで調査請求者へ回答を送付しております。</p> <p>最後に、参考資料1について、ご説明をさせていただければと思います。※参考資料1を説明</p>
会長	<p>公開する想定資料のうち、個人情報に該当する部分など黒塗りするものやその範囲について、次回審査会でも皆様からご意見を頂戴したいと思いますので、内容を確認しておいていただければと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>今後の流れとしまして、一度報告内容とりまとめ分科会を</p>

	<p>開催した後に、審査会を開催したいと考えております。</p> <p>最後に、次回の審査会については、具体的な内容の検討となりますので、非公開にて開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>本日の議事は以上となります。</p> <p>報告内容とりまとめ分科会は、2月の中旬頃までに開催したいと思います。メンバーはこれからお声かけさせていただきます。ご承諾いただいた方には、別途日程をご相談させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	これで本日の審査会を終了します。お疲れ様でした。



第8回熊本市政治倫理審査会 議事要旨

(令和7年第1号調査請求事件)

開催日 : 令和8年(2026年)2月24日(火)

開催時間 : 午後1時30分 ~ 午後3時45分

開催場所 : 熊本市役所本庁舎12階 会議室

出席者 : [委員] 鈴木 桂樹 会長 藤本 雅士 委員
森 徳和 副会長 宮園 由紀代 委員
岩下 芳乃 委員 吉見 仁宏 委員
関 智弘 委員
西 村 まりこ 委員

[事務局] 総務局行政管理部長 黒部 宝生
総務局行政管理部総務課長 那須 光也

欠席者 : 川内 恵里 委員
野田 幸孝 委員
向井 洋子 委員

議事要旨

<p>会長</p>	<p>定刻となりましたので、ただ今から、「熊本市政治倫理審査会」を開会いたします。</p> <p>川内委員、野田委員、向井委員から、所用のためご欠席される旨連絡がっておりますが、開催定数である委員の3分の2以上の出席が確認できましたので、さっそく議事に入ります。</p> <p>本日の審査会を非公開で開催することについては、前回の審査会におきまして、3分の2以上の委員から同意をいただいております。つきましては、熊本市政治倫理条例第4条第5項に基づき、本日の審査会は非公開で開催いたします。</p> <p>報道の方はご退室をお願いします。</p>
<p>報道 退室</p>	
<p>会長</p>	<p>はじめに、第7回審査会の会議録の確認を行います。会議録については、事務局から事前に確認依頼があったかと思いますが、内容の誤り等はないでしょうか。</p> <p>事務局から何かあればお願いします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>軽微な文言修正がありました。趣旨が変わるような修正はございませんでした。</p>
<p>会長</p>	<p>特にご意見がなければ、事務局配付のとおりということによろしいでしょうか。</p>
<p>委員了承</p>	
<p>会長</p>	<p>それでは、議事に入ります。分科会で作成した報告書(案)を事前にお送りさせていただいております。この報告書(案)について、委員の皆様からご意見をいただき内容を整理させていただきたいと思っております。</p> <p>なお、本日配付しております資料1「骨子比較表」及び資料2「報告書(案)」につきましては暫定版であり、慎重に取り扱う必要があることから、最後に回収させていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、報告書の項目に沿ってご意見を伺っていきたいと思っております。本日は、これまでの会議録等に基づき作成した報告書(案)のたたき台について、とりまとめ分科会で意見を出し、それを反映したものを事前配付するとともに、資料2という形で机上に印刷したものがあろうかと思っております。</p> <p>見ていただければ分かりますけれども、最後の判断のとき</p>

	<p>ろで、第5号関係（その3）については、とりまとめ分科会で判断することは慎重を期して、本日の審査会でご相談しようということになりました。そのため、結論は、審査会でご意見を伺った上で、判断したいと思います。</p> <p>それでは、最初から順を追って押さえていきたいと思えます。骨子比較表の構成を見ていただければ分かりますけれども、前半部分については、これまでの勧告書等をモデルに章立てしており、これまでの経緯や調査請求の趣旨、市長の弁明趣旨を文章化していただいております。</p> <p>この部分は事実に基づいて書かれておりますが、「第1 請求の受理」、「第2 調査請求の趣旨」、「第3 市長の弁明要旨」の3点について、お気づきの点はございますか。</p>
	委員 意見なし
会長	この内容でよろしいでしょうか。
	委員了承
会長	<p>何か文章等お気づきの点があれば、お知らせいただければと思います。</p> <p>次に、「第4 審査会が認定した事実」です。これはこれまでの勧告書の類では、審査会の判断のところに第1節として入っていたものを、大きな柱として独立する形に変えております。調査によって確認できた内容を、この部分で詳しく記載するということです。書き方としては、分科会での指摘を受けて、第1号関係、第2号関係、第3号関係、第5号関係という形でまとめて、先の号に出た説明が他の号とも関わってくるので、その時々にも前述という形で表記しております。説明で何か漏れているような大きな問題がないか、また細かなところでも結構です。ご意見があればお願いします。</p>
会長	文章表現や、てにをはを含めてお気づきのことがあればお知らせください。分科会で判断して修正していきたいと思えます。
総務課長	事務局において、本日ご欠席されている委員からご意見をお預かりしております。これについては、まとめて説明した方がよろしいでしょうか。それとも流れの中で説明する方がよろしいでしょうか。
会長	流れの中で事務局から紹介していただければと思います。
総務課長	分かりました。では、第4に係る部分について、委員から

	<p>お預かりしているご意見を申し上げます。</p> <p>まず、前段として「個人的見解ですが、加筆修正、削除は審査会の総意にお任せします」ということでお伺いしております。</p> <p>それでは、7ページの9行目でございます。第2段落の「本件契約のプロセスにおいて市長は決裁権者ではなく、」のところについて、「市長は最終責任者ではあるが、決裁権者ではなく」ということで、「最終責任者ではあるが」という文言を追加してはどうかということで、ご意見を頂いております。</p>
会長	この趣旨はどういうことでしょうか。
委員	多分、それぞれの部署において決裁をされた後に、最終的に契約を結ぶのは、その部長や課長ではなく、熊本市長という名前で契約書を取り交わすというような意味合いをおっしゃりたかったのではないかと思います。
委員	わざわざ入れなくても実際そうですが、入れても良いような気がします。
会長	何でも市長が決めているという誤解があるので、表現としては良いかもしれないですね。
委員	入れたほうが良いのではないですか。
会長	それでは、入れましょうか。
委員	ニュアンスはもちろん良いと思いますが、新しい言葉を出すのであれば、決裁権と最終責任の違いを明確にしないと報告書の完成度が落ちてしまうので、こういう意味で使いますという定義をすると良いと思います。しかも、前後の流れからみると決裁権の話の中で唐突に出てくるので、もし入れるのであれば、最終責任者というものについて、きちんと議論したという結果を載せるべきだと思います。
委員	今のご発言を踏まえて、契約制度の流れとして、最終的に市長の名前で契約が結ばれることを確認されて、定義づけをするという形が良いのかなと思います。市長がどう関与しているということが全く出てこず、契約の名前が市役所だからということが当然の前提とされているので、どこかでこの確認をした方が良いと思います。
委員	分かりやすくするのなら、例えば、「本件契約のプロセスにおいて「契約書上は市長名義で作成されているが、」市長は決裁権者ではなく」という文章がはっきりするのではないでしょ

	うか。色々な人が誤解しないと思います。
委員	以前配付された権限の資料をみると、決裁と最終責任者というのは全然違います。その案だとすんなり読めると思いますが。
会長	実質的な説明をした方が、改めて定義するよりも良いですね。
委員	すごく素直な流れですね。
会長	それでいきましょう。
総務課長	<p>第4の部分において、もう1点ご意見をお預かりしております。同じく7ページの「ウ 補助金関係」のところになります。法人の代表者と思われる方からの寄附の部分において、「ウ 補助金関係」の中のどの文章にという指定はございませんが、「補助金を受けてから1年以上経過しており違法性はない」という一文を付言してはどうかというご意見をいただいております。</p> <p>これは、政治資金規正法 22 条の3にそのような規定があることを委員が調べられたということでございました。</p>
会長	これについては、事務局で何か議論されましたか。
総務課長	<p>第6回審査会で配付しました総務省の資料の「政治資金のあらまし」を詳しく見ていきますと、特定の公職の候補者を支援している政治資金団体が対象になっているものですので、地方公共団体から補助を受けた団体は寄附をしてはならないという規定はありますが、今回は資金管理団体のため直接は該当しないと考えております。また、審査会内の議論の中で、個人寄附かどうかということは対象にしないというようなことだったかと思っておりますので、あえてこの議論をしなくても良いのではないかという話は、事務局内で行ったところでございます。</p>
会長	<p>この規定は、基本的には企業・団体献金に関することですので、ここの文脈では、代表者という形の上ではあくまで個人による寄附ということですから、この説明を入れると、混乱を招く可能性があります。</p> <p>ご指摘ではありますが、これは誤解を生む可能性もあるので、避けたほうが良いかと思っておりますが、入れない方向でよろしいでしょうか。</p>
	委員了承

会長	その他、第4関係についてご意見はいかがでしょうか。
委員	<p>2点ありまして、1つ目が、4ページの第4の1(1)力の「さらに、」から始まる部分について、「入札等監視委員会による事後チェックを行うことにより、競争性、公平性、公正性及び透明性を確保している。」と書かれていますが、これは評価になってしまうので、例えば、「この委員会は競争性、公平性、公正性及び透明性を確保する趣旨で設置されている委員会による自己チェックを行うこととなっている」というような記載にした方が良いと思います。</p> <p>同じように6ページの1段落目の最後に「しかも、特に難しい特別な工事でもないのに、入札にはわずか2つのJVしか参加していないことも疑念が深まるばかりである」とあります。これは、調査請求者側の表現をそのまま記載しているのだと思いますが、評価になっているので、そのまま引用するのではなく、もう少し法的に分析したものを記載した方が良いかと思います。むしろ、この部分は要らないと思いました。</p>
委員	ここは、調査請求者が提出された内容ですよ。
委員	そのとおりなのですが、これは調査請求者の評価であって、疑念が深まるかまでは審査会で判断することではないと思います。ですので、その辺は入れない方がすっきりするのではないかと考えています。
委員	この部分を削ることにより、調査請求者が自分の主張が削られたと思われる可能性もあるため、おっしゃることは分かりますが、私はそのまま書いた方が良いのかなと思います。
委員	ここは調査請求者の思いを書いてあっても良いわけですよ。
委員	そうすると、何かしらの応答をしなければいけないのではないかと思います。
委員	その応答が「確認された事実」ではないのでしょうか。
会長	応答は、判断の部分ですね。
委員	調査請求者に配慮して記載することも分かります。
委員	あまり変えない方が良いのではないのでしょうか。
委員	そうであれば、全部そのまま引用という形の方が良いのではないかと考えています。
委員	そのまま引用ではなく、多少は修正されているのですよ。

会長	事務局で修正していますか。
総務課長	個別の会社名が入っている部分や、資料と照らし合わせると会社分かるような部分、そして、寄附の状況等については抽象的にしています。
委員	<p>調査請求者から提出されたものは、原則、手を加えないほうが良いと思います。事実か評価かというような話が出てくるのは、項立てが「調査請求者から示された内容」となっていることから誤解が生まれるのではないかと思いますので、例えば、「調査請求者の申し立て」などにすれば、事実もしくは評価を含めて、こういった申し立てがあったということになるので、評価部分が文章中に入っている問題ないと思います。「内容」ではなく「申し立て」が一番良いかと思います。</p> <p>項目ごとに何か所か出てきますので、全部同じように揃えていくと良いと思います。</p>
委員	<p>申し立てという見出しに修正した場合、一般市民が読んだ時に唐突な感じがすると思います。もう少し丁寧に書くとすると、5ページの「(3)「疑われてもおかしくない」とされる3つの事例」が出てきて、今は総合評価方式の(ア)のところで議論していますが、この前段階で調査請求者が示したものを要約しましたということを書いておけば、読むときに唐突な感じもなくなるのかなと思います。見出しだけで示しても、読み飛ばす場合は、書きぶりに驚かれるかなと感じましたので。</p>
委員	<p>要約したというニュアンスを見出しに示すなら、「調査請求者からの申し立ての概要」にすると、ある程度整理していることが伝わるのではないかと思います。「調査請求者からの申し立て」とすると、提出した文書と一致していないという指摘を受ける可能性もありますからね。見出しで済ませてしまうという手もあるし、場合によっては、今ご提案のあったように、例えば、申し立てと書いてあればそれをこちらで整理した内容とわかるようにコメントするという方法もあると思います。</p>
委員	<p>正確にすることが大事だと思っていて、この文章を要約しましたということをあらかじめ示しておく、請求した方々もそうですし、市民の方もこの文章を要約した内容だということをきちんと理解していただけるのかなという気</p>

	がしました。
委員	調査請求者側の回答内容を具体的に書くということがベースになりますが、固有名詞を出さないということであれば、今の書き方よりはA工事、B工事などの伏せ字を当てはめた方が分かりやすいと思います。例えば、総合評価方式のところで、「総合評価方式となっている本件工事」と書かれている部分は、「総合評価方式となっているA工事は2つのJVが応募し」といようにして、そのあとに企業名が出てくるのであれば、そちらはB企業などと表記してはどうかと思いました。
会長	これは事務局も悩みながら書かれたと思います。私も抽象化しすぎると読んだ際に分からなくなるのではと思いました。6ページの1行目に「詳細は巻末資料〇を参照」と記載してありますので、後ほどご意見をいただく、資料の公開・非公開との関わりで、3例の黒塗りの資料を添付するという認識でよろしいでしょうか。報告書を読む人には、その資料を見ていただいてご理解いただくということでもよろしいでしょうか。
総務課長	今の想定としては、そのようにするとご覧になられた方が理解しやすいかなと考えているところでございます。
会長	分かりました。資料とセットで理解していただくとうことですね。
委員	この巻末資料があるのであれば、伏せ字は必要ないと思います。
委員	それでは、このままで良いということですかね。
委員	そうですね。本文中に業者のランクとして「Aランク」という言葉が出てきますので、混乱を避けるためにも使わないほうが良いですね。
委員	確認された事実だけでも結構ボリュームがあるので、おっしゃるとおり、交互にした方が読む側からすると読みやすいと思います。
会長	それでは、原案とおりでいきましょう。表題はご指摘を反映するような形で、「申し立ての概要」にした方が良いかと思えます。
会長	第4については、これでよろしいでしょうか。
	委員了承

会長

続いて、「第5 審査会の判断」について、まず構成は、「1 判断の前提」ということで、調査の対象は、調査請求書の違反の内容に付されている6つに対して判断をします。それから、誰の行為についてかということ、市長についての行為ということ明らかにして、判断にあたっての留意点をいくつか挙げています。これは、審査会の中でもいくつか出てきた観点を整理した内容になります。これらを挙げた上で、「2 具体的な判断内容」は、実質6つあるわけですが、1号関係が有利な取り計らいに関して。それから、2号関係、3号関係、そして5号関係でその1、その2、その3となっております。

先にご相談したいところを言いますと、分科会で、14ページの第5号関係のその3について、事実認定を一言でいえば、虚偽記載とまでは言えず、誤解に基づく誤記であると認定するのは妥当だということ、プラスで、疑われるおそれに関してどのような判断をするかということ、案1から案3まで一応は文章を作成したのですが、少し趣旨が明確でない部分もあります。議論の中で条文の解釈にもよるとい話になりました。第3条を画面に出せますでしょうか。第3条第5号というのが、「市民全体の奉仕者として行動すること。また、市民全体の代表者として、法令を遵守しその品位と名誉を損なう行為を慎むとともに、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」となっています。「疑惑をもたれるおそれ」というのが、「その職務に関し」にかかっているのか、或いは、少し広く「法令遵守や品位と名誉を損なう行為」にもかかっているのかというところで、どのように判断しましょうかという議論になりました。それを踏まえて、案1は、職務に関して不正の疑惑を持たれるというところに重点を置いて判断をしています。案2は、少し直線的な判断ですが、法令遵守の義務違反に疑念が生じた、要するに誤記をしたことで疑念が生じたというのは、明らかだからおそれに抵触するというような判断をしています。案3は少し分かりにくい表現がありますが、一応理解としては、職務に関する不正にかかっているという読み方を前提にしつつも、全体の目指すところからすると疑念を招くことも理解できるという判断を踏まえた内容

	<p>だと言えらると思ひます。</p> <p>この中から1つ選ぶというよりは、どのように考えるかということをご相談させていただいて、それに基づいて文章を校正していきたくて思ひています。</p> <p>分科会ではこのような議論だったと思ひますが、よろしいですか。</p>
委員	<p>そうですね。補足させていただきますと、この第5号の読み方として、まず全体の奉仕者というものは少し置いておいて、「また」以降の部分では2つのことが定められていると思ひます。</p> <p>1つは、法令を遵守してその品位と名譽を損なう行為を慎まなければならないこと。それと、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと。これらはもう別々のものだと考えております。前者については、故意もないし重過失もないという前提で考えると、法令遵守には反しないため引かからないと考えています。</p> <p>後者に関しては、まず、「その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれ」の部分に引かかるとすれば、職務に関するどのような不正の疑いがあるのかを明らかにしなければいけないと思ひます。ただ、今回は誤記ということですので、個人的には、職務に関する不正の具体的な疑惑は思ひ付きませんでした。</p> <p>また、疑惑を持ったとしても、そのことが抽象的なおそれではだめだという立場で報告書を書いておりますので、現実的なおそれがある必要があると思ひます。しかし、これについても、私は現実的なおそれはないと思ひております。</p> <p>さらに、この第5号の主語は市長だと思ひますが、市長自身が疑惑を持たれるおそれのある行為をしたかどうかを考えなければなりません。その場合、市長のどのような行為が問題なのかも分かりませんでした。</p> <p>以上から、私は後者の要件は満たさないと思ひています。そもそも、調査請求書の書き方についても、私の読み方だと、4段落目の3行目の「しかも、個人献金に『企業所在地』を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。2022年10月8日開催の特定パーティーの収入は1,157万円で、2社が180万円を支払っており、それを引いた額は977万円、</p>

	<p>1万円会費で1,052人の支払者数は、政治資金規正法の虚偽記載であり、法令遵守に反する。」という記載になっておりますので、調査請求者は法令遵守のことしか主張していないのではないかと思います。そうすると、法令遵守以外の観点から判断する必要があるのか疑問ですが、仮に判断するとしても、先ほど述べたとおり違反はないと考えております。</p>
会長	<p>あえて言うと、案1ということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そうですね。私の考えだと案1でございます。</p>
会長	<p>いずれにしても、最後の修正しなさいという内容は必ず書くということですよ。</p>
委員	<p>そうですね。今もそのままになっているということですので。</p>
会長	<p>そのまま放置してはだめですよという内容は最後に書くとして、ここの評価については、今のご意見でいえば案1をベースにするということになりますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>法令遵守という意味では、総務省の見解と違う記載をしていますので、基本的にはもう法令遵守違反があると思います。問題は、それが法令遵守違反の場合に、担当者は、県の選管に聞いたというご説明をされていることです。仮に県の選管が誤った説明をしたのであれば、担当者に落ち度があると触れるのは酷かなという気がします。ただ、そもそも担当者は説明を聞いたと言っているけれど、県選管が総務省と違う説明をするのかという疑問もあります。ですので、私は、おそれ云々ではなくて、法令には違反すると思います。法令違反というのは別に故意でなくてもいいわけです。落ち度による法令違反もあるわけですから。ただ要は、重大な違反かということ、修正すれば足るような軽微な法令違反というふうには私は考えます。早く修正してくださいという終わり方については、賛成です。</p>
会長	<p>そうすると、14ページの(5)の事実認識のところですが、「誤解に基づく誤記である」という部分は、これで良いのでしょうか。</p>
委員	<p>ここは良いと思います。ただ、県選管が誤った説明をして誤解をしたのであれば、担当者も市長も責めることはできませんし、県選管がそんな説明はしていないということ</p>

	であれば、それこそ担当者の思い込みによる誤記なので、やはり修正しないとはいけません。とはいえ、重大な違反とまではいえないと思います。
会長	「誤解に基づく誤記」という表現について、県選管の説明というのは回答書の内容ですよ。文言を見る限り、それなりにしっかり説明をされていて、それを聞いた側が誤解をして誤記をしたという状況だと私は認識しておりますが、その認識で良いでしょうか。県選管が誤った説明をしたということではないと考えています。
委員	私が申し上げているのは、考え方として、誤った説明を受けたら担当者にも市長にも全く責任はないということです。ただ、正しい説明をして誤解をしたなら、それは誤解した側に責任があるということです。
会長	その上で、やはり誤記というのは法令遵守に抵触するということでしょうか。
委員	法令の趣旨に沿った記載をしてないという意味では、法令遵守には違反すると思います。ですが、ごく軽微です。要は、後半の疑い云々の話とはまた別の話です。前半部分に関する話です。
委員	その表現が難しいですね。
会長	その場合の解釈、論理立てとしてはどうなりますか。
委員	法令順守してないという場合だとしたら、法令遵守の違反はあったけれども、品位と名誉を損なう行為又はおそれはありません、という感じでしょうか。
委員	担当者の誤解に基づく軽微な違反であり、という感じかと思いますが。要するに、市長自身が品位と名誉を損なう行為をしたとか、条例で記載されているような行為を行ったとまでは言えないということです。
委員	ご意見としては、「違反するとまでは認定できない」とまとめるのではなく、多少深く表現するということですね。
委員	最終的には記載を正しく直すよう意見するわけですので、意見する以上は法令の趣旨に沿ってないからという点を伝えないと、何で直す必要があるのかという疑問が残ると思います。違反していないのに直す必要があるという書き方をしたら、おかしな報告書になってしまいます。
委員	そうすると、条例第3条の5号違反ということでしょう

	か。
委員	<p>第5号の法令を遵守するという部分には、触れると思います。ただ、法令遵守といっても、重大な法令違反と軽い法令違反があって、今回は担当者の誤解に基づくものであるため故意でやったわけじゃないという違反の軽さと、さらに市長自らの行為ではないので、そういう意味では、軽微な法令違反ではあるけれども、その品位と名誉を損なうとまでは言えないと思います。後半部分についてはですね。</p>
委員	<p>第5号違反を考えるにあたっては、市長の行為を考えないといけないと思いますが、市長が法令を遵守しなかったというご認識でしょうか。</p>
委員	<p>市長の手足として担当者が動いているので、そういう意味では市長の責任はあります。ただ、市長自らの誤解による行為でもありませんし、今回の誤記は法の趣旨には沿ってないけれども、いわゆる政治資金規正法違反と言われるような重大な違反でもないということです。</p>
会長	<p>分かりました。それでは、一旦14ページについては、今議論している案までの文章はこれでよろしいでしょうか。この第一段落の認識は、誤解に基づく誤記であるということについてです。この部分まではこれで良いということですね。ただし、誤記であることに間違いはないので、その意味では法令遵守という視点から見ると抵触はするということですね。</p>
委員	<p>その部分でご意見を伺いたいのですが、「誤解に基づく誤記」という記載の前に、「重過失とは認められない」という表現が入っているのですが、これを入れて良いかどうかについてどう思われますか。政治資金規正法においては、虚偽記載について、故意である場合と重過失である場合に処罰するという規定になっていますので、私としては、法令遵守を述べるのであれば、重過失についても述べる必要があるのかなと思いました。あと、県選管に問い合わせをしているぐらいなので、一応慎重に対応されている状況を踏まえると、重過失なしと記載しておいた方が良いかと思い、私の意見で今こういった記載になっているのですが、書かない方が良いでしょうか。重過失の有無について詳細な事実関係の調査はしてお</p>

	りませんので。
会長	そもそも重過失はなんぞやという話でもありますよね。
委員	第5号に違反するかどうかという、このあと論じるところでも関わってくるのかもしれないですね。
委員	重過失の話は、政治資金規正法上の要件から見てどうかっていうことですよ。一方で、私がさっき話していたのは、政治倫理条例の第5号に照らしてどうかという話です。何に違反するのかを整理して話したほうが良いかもしれないですね。
委員	調査請求書には、どの法令違反なのかが認定されていませんよね。
会長	見出しが第5号関係となっておりますので、条例の第5号のことではないですか。
委員	調査請求者は誤記について主張しています。そうすると、誤記というのは政治資金規正法上の、ちゃんとした記載をしなさいという部分に該当するのではないのでしょうか。
委員	総務省や県選管に今回照会した文言に関する違反ということだと思います。つまり、政治資金規正法のパーティー券の人数の記載についての話だと思います。
委員	今おっしゃったのは、政治資金規正法第12条第1項第1号の「へ」にかかってくると思います。
会長	そこには何が書いてありますか。
委員	第12条第1項に、「政治団体の会計責任者は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるものを記載した報告書を、その日の翌日から三月以内に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。」とあります。そして、その下の第1号に、「全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項」とありまして、その中の「へ」というところに、「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に

	<p>係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数」と書いてあります。さらに、第25条第1項第3号に処罰規定がありまして、先ほど読み上げた条文の書面に虚偽の記入をした者は、「五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。」と書いてあります。また、第27条第2項において、重大な過失によって第25条第1項の罪を犯した者も、これを処罰するもの」というふうになっております。</p> <p>関連規定は、以上だと思えます。</p>
会長	<p>総務省や県選管の回答でも、ここの部分を引用していましたね。そういう意味でも、重過失は認められないということによろしいですか。</p>
委員	<p>私も軽微な違反だという前提で話しております。</p>
会長	<p>事実認定として、第一段落は誤解に基づく誤記であると認定するのが妥当であろうと思えます。ただし、表現をどうするかは別にして、誤記であることに変わりがないということで、軽微な違反であるけれども厳密に言えば法令遵守に違反するということですね。</p> <p>それから、もう1つは、ご意見の中に出てきた責任の所在に関していうと、審査会では市長の行為について焦点を当てていますので、資金管理団体の説明を前提に、その経緯を踏まえれば、責任をすべて市長に帰することは妥当ではない。というような判断になるかと思えます。</p> <p>ただし、誤記であったことがもう明らかになったわけですから、最後の文章のような、放置すれば意図的に行う重い法令順守違反になるため速やかに修正しなさいという展開でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>市長の行為かどうかという点について、担当者がやったとはいえ、代表者としては、大西市長が提出しているものですので、誤った記載のあるものを作成・提出してしまったというのは市長の行為だと言えないでしょうか。そうすると、担当者が誤解をしたからという話はあまり関係がないように思います。</p>
会長	<p>関係がないと言い切ってしまうてはいけないと思っています。この説明の仕方は嫌なのですが、政治資金規正法においては、記入の責任は会計責任者となっております。ですので、よく政治家は問題が起こった時に会計責任者がや</p>

	<p>りましたと説明します。組織の代表者として市長の責任があって、その責任で修正しなさいよという部分に繋がっていくのかなと思っています。案1でも、市長の監督責任みたいな表現がありますので、文章の流れをどうするかは別にして、こういうニュアンスは出しておかないといけないと思っています。</p>
委員	<p>分かりました。重過失については、条文上の法令違反自体は故意過失が問われておらず、罰則の部分で問われているので、虚偽記載自体の違反に関してはあまり主観的なところは問われてないのかなという印象もあります。私はどちらかというところ処罰的・可罰的違法性はないという方向で切った方が良くないかと思いましたが、該当はするけれども、軽微であり、しかも1例だけですので。重過失での法令違反はないと言うのか、違反はあると言った上で軽微だからという理由で切るのか、この2つだと思います。</p>
会長	<p>重過失ではないけど、法令違反ありますという話ですよね。</p>
委員	<p>条文の立て付け的に、虚偽記載はだめだという前提があって、それを刑事罰に処するのは故意過失または重大な過失がある場合という形になっていますので。</p>
委員	<p>まず、法律の決めたとおりに書いてくださいという前提があります。そうであるにも関わらず意図的に嘘を書いたら罰します。その次に、過失の場合はその程度が重い場合も罰します。その下に、法令違反だけど罰しないという範疇もあります。要するに、今回は政治資金規正法違反の処罰に該当するかという意味では、全く該当しないと思います。先ほど申し上げたとおり軽微な違反という形で、法令違反だけど処罰の対象にはならないということです。</p>
委員	<p>処罰とはまた別の話ということですね。法令違反が生じているということと、そのことによって処罰するのはまた別の問題だというお考えということですね。</p>
委員	<p>3段階あると思っています。故意と、重過失と、軽微な過失。法律は、それらによって処罰の程度をちゃんと区別しています。委員のご意見はそういう趣旨ですよ。</p>
会長	<p>であれば、「悪意性がなく重過失とは認められない」という、この2つを言えば、軽微であるという意味になります</p>

	かね。
委員	そういうことになりますね。
委員	誤記に関しては、この1件しか指摘されていません。特に資料も出てきていないので、単発的なものだということを入れた方が良くと思います。
会長	そうですね。そして、この文章に続けて、放置したらだめですよという流れで良いですか。
委員	条例の趣旨に則れば早期に是正するというような形になるかと思っています。
委員	しつこくて申し訳ないのですが、結局、第5号違反になるのでしょうか。確かに法令違反の状態が生じてしまっていると思いますので、それをもって第5号違反だとするのか、それとも、責任を市長にすべて帰するのは妥当ではないということから、違反とまでは言えないとするのか。
会長	その文章で言うと、市長に関しては即断できないとなると思います。
委員	ということは、違反とは認めないということですか。
会長	そうなると思います。まとめの一文の中にどう表現するかに関係しますから、結論をはっきりさせないといけませんね。要するに、誤記は軽微であっても法令遵守には違反する。従って、第5号に抵触すると言えなくはない。ただし、その責任のすべてが市長にあるとは言えない。こういう形になると思いますが、そうすると、市長に関しては第5号違反ではないという判断になると思います。
委員	そうですね。私もそういう流れになるのかなと思いました。
会長	それでは、そういう方向性で良いでしょうか。
委員	品位と名誉を損なわないという意味で違反しないという方向性もあると思いました。法令遵守に違反するけれども、その違反は軽微だから品位と名誉を損なわないということで第5号に違反していないという書き方もあると思うのですが、どうでしょうか。
会長	ここに品位と名誉を持ってこなくても良い気がします。というのも、法令を遵守すること、品位と名誉を損なうこと、職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれがないこと。この3つに関していうと、品位と名誉を損なわないと断言

	<p>はできない気がします。ちなみに、調査請求者側の文章には品位と名誉は出てきません。</p>
委員	<p>第5号は法令遵守だけではなく、法令遵守した上で、プラスして品位と名誉を損なう行為をしないとなっておりますので、要件の中に含まれているのかなと思うのですが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>そこは別の要件だと思います。まず法令遵守で違反になって、さらに、法令を守っていても品位と名誉を損なう行為があれば違反になるという解釈だと思いますので、別個のものだと思います。句読点がないので一緒の要件のようにも見えますが、別のことを言っているのかなという気がします。読み方が難しいですね。</p>
会長	<p>そうですね。法令遵守という方向性で良いと思います。</p> <p>それでは、結論として条例の第5号に市長が違反するかどうかについては、抵触しない。ただし、責任者として修正しなさいということは、意見として挙げるということとしたいと思います。具体的な文章は改めてお諮りしたいと思います。</p> <p>続いて、今の議論を反映するような形で、結論の文章について確認したいと思います。15 ページです。今、仮置きで挙げている文章としては、まず、「条例第3条第1号、第2号、第3号及び第5号に照らし、明確な条例違反となる事実関係は認められなかった。」この部分については、今の結論も含めてこういった表現ができるかと思いますが、「ただし」以降の文章は修正しないとイケません。要するに、ここでは「おそれ」の議論はしないということです。</p> <p>「疑念を生じさせる「おそれ」のある行為として第5号に抵触する」という文章は入れないで、軽微であっても誤記は法令違反だから直しなさいという趣旨で文章を考えたいと思います。</p> <p>次に、付言について確認したいと思います。前回の会議で出していただいた内容を1から3で文章化しております。4については、第2号関係で2つの解釈があるという内容を記載しています。この部分に関しては、最終的には立法趣旨に則って判断をしたわけですけれども、「政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附」という条文の</p>

	<p>後段を重視する解釈についても可能だという議論をしましたので、それについてこの付言で触れています。メッセージとしては、これからは広義の視線で見えていきますので、それを意識してくださいという内容になっています。これについて、ご意見ないでしょうか。</p>
委員	<p>内容的には意見ありません。あとは伝え方の部分ですが、「付言」というのは、いわゆる付け加えですよ。あまり馴染みのない言葉だと思いました。「付言」という言葉があっても良いのですが、結論を見たときに、市長に関して条例違反は認められなかったが、実はこういうところがちゃんとしてもらわないと困りますという内容ですよ。ですから、違反はなかったという部分と、困りますという部分の訴え方としては、受け取る市民側のことを考えると、同等の形で表現したほうが良いのではないのでしょうか。同等というのは難しいかもしれませんが、本来はそうではないのかもしれませんが、伝え方としては、付言の部分に重きを置くというような工夫も必要だと思いました。また、付言の1から3までは、主語が市長になっていると思いますが、4については、もちろん市長に対しても言えると思いますが、提言と言いますか、何かこう、みんなで対応を考えなければいけませんよというような意見なり、勧告なりという、少しニュアンスを強めたほうが良い気もしました。</p>
会長	<p>今回、審査会としては、提起された調査請求書の中身に限定して対応してきましたので、それに対して意見を述べることとなります。本当はもっと広く、一般的な提言という形でメッセージを出したいとは思っているのですが、提言となると審査会としては調査請求書に記載されている内容に対する判断において、審査会の職権によって新しいテーマを立てて審議して意見を言うことには慎重であるべきだから控えるという立場でやってきました。ですので、あくまで市長宛にしつつ、ただし、こういう部分については、市長だけではないですよという位置付けでメッセージを出すのが精一杯かなという気がします。</p>
委員	<p>おっしゃることはそのとおりだと思います。ですが、これは報告書という形で調査請求者に対するアンサーになるの</p>

	<p>で、かなり注目されてメディアの記事になると思います。それを踏まえると、内容はこのままで良いと思いますが、その伝え方については、もう少し一般の方にも「やっぱりそうだよね」と理解いただけるように、伝えられないかなと思いました。提案や提言という表現は強い言い方なので、この審査会としてはそこまで言えないと思います。例えば、付言の最後の部分について言うと「政治とカネ」についても議論したけれども、そういうルールを意識しない中だったので広義はとりませんでした。しかし、広義だった場合は個人献金であろうと企業献金であろうとちゃんと考えて対応しなければいけない流れになっているということ、うまく伝えられないかなという思いがあります。具体的な案はないのですが。</p>
会長	<p>文章上の問題でしょうか。それとも、第6のタイトルの「付言」という表現の問題でしょうか。</p>
委員	<p>内容自体は良いと思うのですが、「付言」という言葉を、もう少し優しい別の言い方があれば良いなと思いました。「付言」というと、要するに付け加えですよ。</p>
会長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>この付言の内容はなかなか立派だと思います。大変前向きなことが書いてありますと思いました。</p>
委員	<p>おっしゃるとおり、内容は良いと思っています。</p>
会長	<p>「付言」という表現については、少し検討したいと思います。</p>
総務課長	<p>付言の4つ目について委員から3件ご意見を頂いております。17ページです。まず、上から5行目の括弧の部分ですが、「公共事業の発注権限」のあとに、括弧書きで「(税金の用途を決める責任)」というのを追加してはどうかというご意見をいただいております。</p>
会長	<p>あまりいろいろな解釈を生むような文言は入れない方が良いでしょう。これは原文のままでいきましょう。よろしいでしょうか。</p>
	<p>委員了承</p>
総務課長	<p>2点目です。11行目の「今回、審議会において初めて広義の解釈を検討した。」の後に、「当審議会は、調査請求書の内容に沿う形「市長側の行為に問題があったかどうか？」をメインに審議してきたが、今回、初めて寄附者の意図や社会的</p>

	信用をなくす行為等によって、市民から不正の疑惑をもたれる「おそれ」、つまり、市長の公務に対する信頼を損ねる可能性（広義の解釈）も検討した。」という文章を入れてはどうかとご提案がっております。
委員	検討した内容をもっと具体的に書くということですね。
会長	これは付言の4でかなり触れているので、それで足りるのではないかと思います。ただ、市長の公務に対する信頼を損ねる可能性が広義の解釈というのは、少し違うような気がします。 これをそのまま入れるというのは見送らせていただいて、この趣旨を活かせるようなところがあれば、触れるというのはどうでしょうか。
	委員了承
総務課長	3点目です。最終行の部分ですが、「市民に「疑念」「おそれ」を生じさせない努力を行うべきである。」とありますが、「生じさせない」と「努力」の間に、「道義的責任と説明責任を重視した」を追加してはどうかというご意見を頂いております。
会長	お気持ちはよく分かりますが、これを入れると、道義的責任と説明責任に限定されそうですね。
委員	具体的なことはたくさんありますが、前半部分などで記載しているので、最後はすっと終わったほうが良いと思います。
会長	事例を出すと確かにきりが無いと思います。では政治的責任はどうなのか、という話にもなると思います。文章中にそういったものが散りばめられておりますので、一般的な書き方が良いかもしれません。ここも一旦原文のままにして、どこかでこの趣旨を活かせるような箇所があれば入れていきたいと思います。
	委員了承
会長	たくさん意見を出していただいて感謝いたします。
委員	少し細かいですが、私から1点確認させてください。13ページの(4)第5号関係(その1)の3行目「他方、」というところで、受注業者から寄附を受けることが疑念を生むというような記載があるのですが、今回、受注業者から寄附を受けているわけではなく、あくまで個人という取り

	扱いだと思います。この部分は、調査請求書にこういう表現がされているのですよね。
会長	そうです。
委員	受注業者による寄附と、受注業者の役員による寄附を分けて考えるのであれば、何か指摘した方が良いのかとも思いましたが、その辺はスルーして良いのでしょうか。
会長	表現の問題ですよね。
委員	そうですね。
会長	今回、いろんな政治倫理条例を読みましたが、私も一番迷った表現がこの「業者」です。企業や会社を指すのか、業者の者ということで個人を指すのか。どなたかご存知ですか。
委員	業者という言葉の定義は、法律上、私を知る限りはないです。ただ、「業者」というと一般的には個人事業主も当然含むと思います。
会長	そうですね。委員としては混合されるという危惧を持たれたということでしょうか。
委員	そうです。この受注業者というのをスルーしてしまうと、企業から直接寄附をもらっても、現実的なおそれのある行為でなければ問題ないというふうに読めてしまうのかなと思いました。他方で、これまで論じているのは、あくまで企業の役員から寄附を受けているということを前提に話が進んでおりますので、気にしなくて良い気もします。
会長	<p>分かりました。細か部分に関しては、分科会の時にご意見を頂ければと思います。今日出していただいた意見を反映させた報告書（案）を事務局で整理していただいて、もう1回分科会を開催して検討したいと思います。そこで出来上がったものを、また皆さんにお配りして確認いただくという段取りで進めたいと思います。</p> <p>それでは、条例第7条第4号において、審議を終えたときには審査結果の要旨を公表することが定められています。具体的には、市政だよりに掲載されます。本日、審査結果の要旨（案）を配付していますが、これについてご意見はありませんか。なお、こちらも暫定版なので後ほど回収させていただきます。</p> <p>これについても、分科会で整理したいと思います。よろ</p>

	しいでしょうか。
	委員了承
会長	事務局にお尋ねですが、これまでの事案の資料を見てみると、審査結果の概要という文書が作られていたかと思えます。これは今回も作成するという認識で良いでしょうか。
総務課長	はい。
会長	<p>分かりました。審査結果の要旨にしても、概要にしても、報告書の本体が決まらなないと作成できないと思えますので、この先も皆さんにご相談すると思えます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、先ほども申し上げましたが、今日のご意見を反映させるために再度、報告内容とりまとめ分科会を開催して、最終的な調整をさせていただきます。そして、分科会で調整したものを次回審査会において、皆様に再度ご確認いただきたいと思っています。また、次回審査会の前に、取りまとめた最終案を送付させていただいて、あらかじめ読んでいただきたいと思えます。これが最終的な確認になるかと思えます。なお、案文という形での送付になりますので、情報管理には配慮していただければと思えます。</p> <p>また、皆様には、あらかじめ、今日の審査に向けて、報告書（案）の内容を共有させていただいておりました。こちらと同じく取り扱いにはご注意をお願いいたします。</p>
会長	次に、次回の審査会ですけれども、報告書の最終案の決定を予定しております。決定に際しては、決定するまで非公開で開催して、決定後は公開で開催する形にしたいと考えております。よろしいでしょうか。
	委員了承
会長	それではそのように進めたいと思えます。本日、第9回審査会スケジュール（予定）という資料をお配りしておりますが、次回審査会で報告書が決定した場合、審査会を代表いたしまして、私の方から調査請求者へ報告書をお渡しします。その後、時間を少し開けて、付託を受けた市への報告、それから、報道関係者への説明を予定しております。これは、私と事務局で対応したいと思えますのでご一任いただければ

	と思います。
	委員了承
会長	<p>それから、もう1点、前回審査会の最後に事務局から説明がありましたけれども、この審査会終了後に、積極的に公表する資料について、個人情報に該当する部分など、黒塗りをした案を送付させていただいております。</p> <p>この黒塗りを行う箇所や範囲についてご意見があれば、承りたいと思います。いかがでしょうか。</p>
	委員 意見なし
会長	<p>また見返していただいて、何かあれば事務局にご連絡いただくという形でもよろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>事務局から他に何かありますか。</p>
総務課長	<p>第3回審査会の会議録抜粋という資料をご確認いただければと思います。第3回の審査会の会議録について、誤植のために修正が必要な部分がありますので、ご説明をいたします。会議録6ページの部分で、市長の発言部分の下から2段落目にあたる、パーティー券の購入枚数及び収支報告書に記載していた収入の金額について、1,057と記載しておりましたが、正しくは1,157でございましたので、記載の通り修正したいと考えております。なお、この会議録は、調査請求者ならびに調査請求の対象者である大西市長に送付しており、市ホームページにも掲載して公表しております。事務局の確認不足で大変申し訳ございませんでした。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
	委員了承
会長	<p>会議録の修正については、調査請求者と市長にも送付をお願いします。また、ホームページの修正もよろしくお願いします。</p> <p>それでは本日の審査は終了したいと思います。ありがとうございました。</p>